

「宮津遺産」認定の概要

1 目的

宮津の風土（天・地・山・海）がもたらす豊かな恵みや、希少な産物を掘り起こして磨き、宮津市民が大切にしてきた産物等について、その守り引き継いできた背景等のストーリーも含めて「宮津遺産」として認定しPRすることで、付加価値を高めることを目的としています。

2 登録日 平成28年10月1日（予定）

3 登録料 1万円／年

4 登録期間 3年間

5 登録までの流れ

①「宮津遺産」申請の意思確認 ……8月31日（水）まで



②「宮津遺産」認定申請書の提出 ……9月9日（金）まで

※申請様式は、別紙のとおり。選考の結果、認定されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



③ヒアリング（1次審査）の実施

※なお、必要に応じて事業所等の現地調査を行う場合があります。また、関係機関に意見を求めることがあります。



④宮津遺産認定審査会（2次審査）の開催……9月22日（木）午前 宮津商工会議所
宮津遺産への認定については、宮津遺産認定基準（裏面参照）に基づき有識者等により審査を行います。

※申請者は、審査会で申請内容について説明を行っていただきます。また申請品についてサンプルの提供をお願いいたします。



④「宮津遺産」への認定 ……10月1日（土）

6 登録メリット

- 市広報、市・会議所ホームページ、報道機関への情報提供等によりPRします。
- 登録商品を掲載したパンフレットを作製し、その商品の背景も含めてPRします。
- ポップを作成し、お土産物店で「宮津遺産コーナー」を設置します。

7 申込方法

○9月9日（金）までに宮津遺産認定申請書を下記まで提出してください。

〈申込・問合せ〉 宮津農水商工観連携会議事務局（宮津商工会議所事業推進課内）
〒626-0041 宮津市字鶴賀 2054-1
TEL：0772-45-1106/FAX：0772-25-1690
E-mail：m-nsskk-renkei@kyo.or.jp

宮津遺産認定基準

「宮津遺産」コンセプトの革新性

●宮津遺産認定において、重要な視点は「宮津遺産の認定そのものの信頼・評価・権威性」をどのように育むかである。

⇒宮津は良い、宮津は美味いをつくる取組

⇒宮津遺産とつくだけでいいものとわかる。子供が宮津をいいところと思えるか？

①基準の社会性 社会の要請、課題に対応した認定基準を持っている

②共に宮津の良さ、誇り、信頼を生み出す参加を重要視する

③暮らしを豊かにし、地域・地球の持続可能性を担保した品質基準であること



■最低基準（1次審査：事務局確認事項）

- ①安心・安全 ⇒適切な安全対策（事故等の対応）や衛生に関する取組がとられているか
- ②原材料 ⇒宮津・丹後の「海・里・山」の地域資源を使用しているか
- ③美味しい ⇒食べて美味しいかどうか
- ④美しい ⇒見た目が美しいかどうか
- ⑤継続性 ⇒宮津・丹後地域で継続的に生産・販売が可能であること。（季節限定は可）
- ⑥法令遵守 ⇒法令に遵守しているかどうか



①～⑤の項目のうち4項目適合。⑥法令遵守は必須。

■認定基準（2次審査：審査員確認事項）

◆品質基準：宮津、丹後地域で生みだされる新たな価値を生む秀でた品質・デザインを持つもの

- ①宮津・丹後地域ならではの良いもの、美味しいもの
- ②そのものの本質をとらえたロングライフデザインであること
- ③宮津・丹後地域のブランドとして誇りを持って世に出せるもの

◆姿勢基準：社会性のある活動から生み出されるもの（地域課題解決、環境配慮など）

○宮津・丹後地域の地域課題解決（耕作放棄地の活用、放置竹林対策、阿蘇海の浄化、人口増加（Uターン）等）に繋がる興味深いストーリーになっていること。

または

○地域に価値を生み出す（経済効果、地域調達・地域循環効果、雇用、教育、福祉、環境貢献、交流効果など）興味深いストーリーになっていること。（選択制）

◆過程基準：守ると同時に新しい価値を共に育み創りだす、地域の人と智恵の物語を重視する

○共同で守り引き継いでいける人たちの努力・智恵がある、興味深いストーリーになっていること。

または

○伝統的なものに現代的な価値を再現して、新しい価値を提供する興味深いストーリーになっていること。（選択制）



審査員の多数決で決定

宮津遺産登録